

令和元事業年度

独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定

# 業 務 報 告 書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

独立行政法人国際協力機構

法人番号9010005014408

## 1. 事業報告の概要

当法人は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っています。

令和元年度は第4期中期目標期間（平成29-令和3年度）の3年目となり、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて首脳レベルが一堂に会する「SDGsサミット」が国連で初めて開催されました。国内においては、G20大阪サミット、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）が開催され、日本政府のリーダーシップの下、成果文書等が取り纏められる等、SDGs達成に向けた国際社会の取組が一層進展しました。このような国内外の情勢のなか、当法人は開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、未来投資戦略2018等の政府の重要政策、並びにG7伊勢志摩サミット、G20大阪サミット、TICAD7等で表明された国際社会に対する政府公約の達成への貢献に向けて、国内外の多様なパートナーとの連携や事業戦略の強化等を通じ、中期目標の達成に向けた取組を着実に実施しました。主な業務の実績は以下のとおりです。

なお、当事業年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症拡大は、より脆弱な環境にある開発途上地域の経済及び社会にも深刻な影響をもたらしています。当法人においても、2020年3月以降、専門家や海外協力隊等の関係者を一時帰国させるなど、事業の実施体制に影響を受けています。当法人は、これまでの知見を最大限活用しながら、開発途上地域の感染拡大防止と収束に取り組むと共に、収束後の開発途上地域の経済活動の回復と社会経済開発の一層の推進のため、全力で取り組んでまいります。

### (1) 持続可能な開発目標（SDGs）/2030 アジェンダ推進への貢献

国際社会に対しては、国際通貨基金（IMF）／世界銀行総会、TICAD7等の国際会議にて、当法人のSDGs達成に向けた取組方針に加えて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ等、当法人の戦略的なプログラムによるSDGs達成への貢献を広く発信しました。

日本国内では、日本政府のSDGs推進本部の下にある円卓会議等に当法人は省庁以外で唯一参加し、「SDGs実施指針改定版」や「SDGsアクションプラン2020」の策定に貢献しました。同アクションプランには、「JICA開発大学院連携」や国際協力機構債の発行等の当法人の取組事例が26件組み込まれました。また、当法人関西センターが事務局を担う「関西SDGsプラットフォーム」の加盟団体が昨年度末の600団体から974団体に増加する等、多様なパートナーとの連携・協働の強化を図り、地域社会でのSDGsの浸透及び開発途上地域の課題解決に向けた取組を推進しました。

### (2) 「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減

「質の高い成長」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋」、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラ等の政府の重要政策に基づき、経済協力の戦略的活用に積極的に貢献しました。特に、官民連携事業の推進に資するパラオ国際空港向けの大洋州地域で初となる海外投融資、ウズベキスタンでの発電効率が高いガス火力発電設備の整備等を支援しました。また、インフラの維持管理という観点から、

「道路アセットマネジメント・プラットフォーム」を展開し、開発途上地域の人材育成とともに本邦企業の海外進出に向けた支援を行いました。

一方、平和と健康のための基本方針、平和と成長のための学びの戦略等の政府政策に基づき、包摂性に配慮しつつ人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献しました。特に、アンゴラやガーナでは民間企業や援助機関と連携し、母子手帳の配布を促進したほか、ルワンダでは子どもたちへの栄養価の高い食料の安定供給を目標とした、栄養分野で当法人初の政策借款を供与しました。また、パプアニューギニアでは当法人が支援した技術協力を通じ、小学校3、4年生用算数、理科の国定教科書及び教師用指導書が開発され、無償資金協力を活用し全国に配布されたほか、1、2年生の教科書及び指導書の全国配布に向けた外部資金の獲得も実現しました。

### (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

民事法、経済法を中心とした法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包括的な社会の実現に貢献しました。特に中国では、当法人による民法典や知的財産権法に係る取組が同国政府より高く評価され、当法人専門家が同国の経済や制度、文化の発展に貢献した外国人に贈られる最高位の賞である「中国政府友誼賞」を受賞しました。

さらに、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献しました。特に、難民問題への対応として、バングラデシュにおけるミャンマーのラカイン州からの避難民を対象とした避難民キャンプでは、当法人と国連機関の連携により、深井戸等給水施設が完成しました。また、フィリピンのミンダナオ和平に関し、バンサモロ暫定自治政府に対し予算案の策定支援を行うとともに、ミンダナオ島マラウイ市での戦闘終結直後に、被害を受けた人々の生活再建に係る市内の道路修復を支援するためのドル建て借款を供与しました。これらを含め、20年以上にわたり当法人が日本政府と一体となり実施してきたミンダナオ和平推進に係る協力がフィリピン政府より高く評価され、日本政府の「和平プロセス功労賞」受賞に貢献しました。

### (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強靱な社会を構築するための取組を行いました。特に、当法人理事長が日本政府の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長として、長期低排出発展戦略に関する提言の取りまとめに貢献しました。また、国連気候変動枠組条約の資金メカニズムの運営機関である「緑の気候基金」(GCF)との「認証機関」としての包括的認証取極が発効し、今後5年間の受託業務提案書の提出が可能となりました。当法人のGCF第1号案件として、モルディブでの海岸保全事業に係る受託業務提案書を提出しました。さらに、TICAD7では当法人が議論を主導し、「アフリカのきれいな街プラットフォーム横浜行動指針」が採択され、TICAD7の成果文書である「横浜宣言2019」でも同枠組みの活用が盛り込まれました。G20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するためのマリン(MARINE)・イニシアティブに貢献する案件として、東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成に向けた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)を日本及びタイの大学が連携して開始しました。

#### (5) 地域の重点取組

「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援しました。東南アジア地域では、同地域の東西経済回廊及び南部経済回廊等の陸の連結性強化とともに海洋の連結性強化にも取り組みました。また、南アジア地域では、バングラデシュの経済特区の開発を目的に、本邦企業と先方政府機関の合弁により設立された特別目的会社に対し、当法人として初めてEquity Back Financeの供与を行いました。アフリカ地域では、TICAD7に向けた広報やウェブを通じた発信を強化し、国内外で165件のプレイベントや31件のサイドイベントを開催し、10件の連携覚書の署名等に取り組みました。

#### (6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開を引き続き支援し、民間企業等が有する革新的技術や知見を活用し、開発途上地域における課題解決の促進に取り組みました。特に、TICAD7に向けた「アフリカ課題提示型募集」を実施したほか、女性を含む貧困層の金融アクセス改善を図るため、G7シャルルボワ・サミットで合意された「2X Challenge: Finance for Women」に寄与する初の海外投融資を行いました。また、ペルーの日系人を起源とする信用組合に対し、中小零細企業の金融アクセス改善を図るため、当法人初の劣後融資を供与しました。さらに、本邦企業の海外展開支援を強化するため、複数の大手損害保険会社や金融機関と連携促進のための覚書を締結しました。

#### (7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO/市民社会（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組みました。特に、多文化共生社会の実現に資する人材育成と社会還元の促進を目的とした連携協定を、熊本県、熊本県立大学と締結しました。また、開発大学院連携の一環として、ブラジルのサンパウロ大学と共同で「ブラジル日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を創設し、日系社会と連携した知日派人材育成に着手しました。

平成30年度に新たに立ち上げた「JICA開発大学院連携」においては、同構想に賛同し覚書を締結した大学を64大学（平成30年度末）から82大学（令和元年度末）にまで拡大しました。また、放送大学と共同で「シリーズ日本の近代化を知る7章」を制作し放送されました。

企業の海外展開と農業の活性化を中心とした地方創生の両立の実現に貢献すべく、「JICA食と農の共同プラットフォーム」を設立しました。令和元年度末までに407団体・人が会員登録し、開催した分科会セミナー等に延べ1,300人に参加いただきました。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連では、山形県長井市とタンザニアや群馬県前橋市と南スーダン等、ホストタウン締結に向けた支援を行いました。また、当法人内の職員と民間企業等からの参加者がSDGs達成に向けた事業を共創するオープンイノベーション「JICA Innovation Quest」を開始しました。

#### (8) 国際社会でのリーダーシップの発揮

G20大阪サミット、TICAD7、気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）等の主要国際会議にて、当法人の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献しました。特に、政府から独立した立場からG20議長国にインプットを行う「エンゲージメント・グループ」の一つであるThink（シンクタンク）20（T20）において「SDGs」及び「アフリカの協力」のタスクにおける共同議長を務め、17本のポリシーブリーフの作成に貢献し、同ブリーフを踏まえて取りまとめられた「T20コミュニケ」は日本が議長を務めるG20での議論への有意義な提言となりました。また、開発協力大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障」を今日的課題に合わせて再整理し、数多くの国際会議やサイドイベント等で発信しました。その他、UHC、インフラ、イノベーション推進等の重点課題に係る事業に取り組みました。

#### (9) 事業の戦略性の強化と体制整備

平成30年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理の強化に関する各種取組を継続して実施しました。当法人予算の概算要求においては、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する等、同委員会の提言に基づき適切に実施するとともに、予算統制の強化・定着に取り組みました。自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく、職員研修も実施しました。

また、平成29年度から開催している「経営諮問会議」に加え、「新しい時代の協力隊事業のあり方有識者懇談会」や「予算執行管理強化に関する諮問委員会のフォローアップ会合」等を通じた外部有識者による助言を踏まえた事業・組織運営に取り組みました。

さらに、適切に業務を遂行する観点から組織体制を継続的に見直し、当法人内での組織的かつ戦略的なイノベーション推進に向けて、企画部内に「イノベーション・SDGs推進室」を設置したほか、民間企業提案型事業を国内事業部から民間連携事業部に移管し、民間企業と効果的・効率的な連携体制の整備等も行いました。「JICA開発大学院連携」及び中小企業連携等の実施体制強化に向けて、国内拠点の体制強化等にも取り組みました。

#### (10) 安全対策に関する強化策の定着

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組みました。この取組として「海外における緊急事態対応マニュアル」の改訂や「海外安全対策ハンドブック」を作成しました。また、当法人事業関係者の行動規範の徹底や、セーフルームの設置等海外拠点での防護措置の強化、研修・訓練機会の整備と拡大、危機発生時の対応能力の強化等にも取り組みました。さらに、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」の改訂や、施設建設を伴う資金協力事業を対象とした実施状況調査、安全管理セミナーの開催等を通じて、施工現場の安全対策の強化に向けた取組を引き続き実施しました。

以上のように、令和元年度は第4期中期目標期間の3年目として成果を上げました。これからも開発協力大綱等の日本政府の政策への貢献やSDGs等の国際公約の実現に向けて一層の貢献が求められる中、当法人は、我が国の開発協力に関する政策の実施を担う機関として、開発協力の効果を高めて内外の期待に応えてまいります。

国民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 目的

当法人は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としております。

### (2) 業務内容

当法人は、独立行政法人国際協力機構法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

#### ア) 技術協力

- ・ 研修員受入
- ・ 専門家派遣
- ・ 機材供与
- ・ 技術協力センター設置・運営
- ・ 開発計画に関する基礎的調査

#### イ) 有償資金協力

- ・ 円借款
- ・ 海外投融資

#### ウ) 無償資金協力

- エ) 国民等の協力活動の促進
- オ) 移住者に対する援助及び指導等
- カ) 大規模な災害に対する緊急援助
- キ) 人員の養成及び確保
- ク) 調査・研究
- ケ) 附帯業務
- コ) 受託業務

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

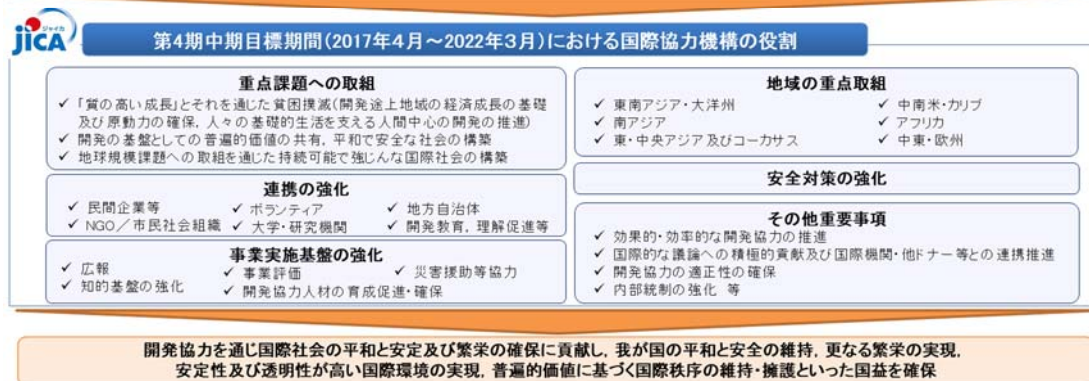
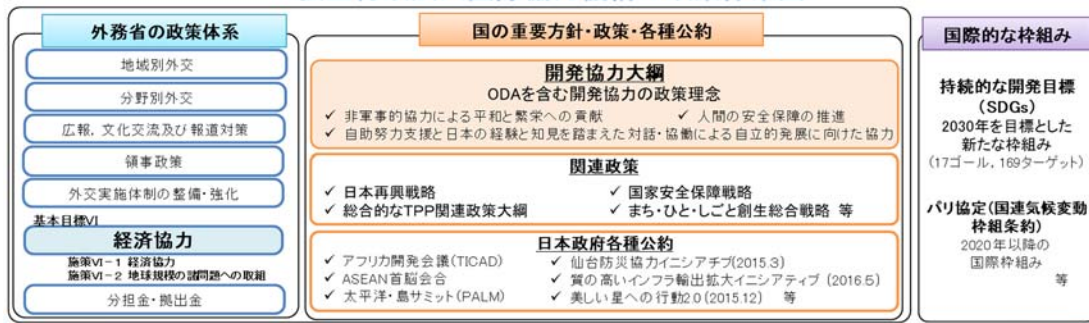
世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、我が国は、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダや平成28年11月に発効した気候変動対策の新たな国際的な法的枠組みであるパリ協定に基づき、民間企業、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）を含む国際社会と連携して、開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要です。

開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）では、開発協力の目的を国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することと定め、その推進を通じて我が国の国益の確保に貢献することとしており、開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つです。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、日本再興戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等政府の重要政策や、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を踏まえつつ2030アジェンダ等の国際公約の達成にも政府、関係機関、民間企業等と連携して貢献していくことが期待されます。

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



（出典：独立行政法人国際協力機構中期目標<sup>1</sup>）

<sup>1</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

## 4. 中期目標

### (1) 概要

中期目標は、当法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。2017年度より開始した第4期中期目標（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に定めています。

詳細については、当法人の中期目標をご覧ください。

### (2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

一定の事業等のまとめりごとの目標は、以下のとおりです。

#### ① 日本の協力の重点課題

- 1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発
- 3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築
- 5) 地域の重点取組

#### ② 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

#### ③ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

#### ④ 事業実施基盤の強化



## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は、「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現」するという使命（ミッション）のもと、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げています。

これらミッション及びビジョンを現場の行動に移していくため、以下 5 つのアクションを掲げています。

1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
2. 現場：現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
4. 共創：様々な知と資源を結集します。
5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

また、運営上の方針として、以下 5 つの柱で構成された 2019 年度経営戦略を定めました。

1. 自由で開かれたインド太平洋の推進
2. 我が国と普遍的価値を共有する開発途上地域のリーダー育成の更なる推進
3. 国内連携の一層の強化
4. イノベーションの推進に向けた組織文化の醸成
5. 事業の戦略性・インパクト・対外発信の向上

## 6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するために中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2019 年度計画
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	
<b>1. 日本の開発協力の重点課題</b>	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
<b>ア 都市・地域開発</b> 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。	<b>ア 都市・地域開発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通志向型都市開発</li> <li>・多様なアクターとの協働体制構築</li> <li>・回廊開発アプローチ・スマートシティの推進、等</li> </ul>
<b>イ 運輸交通・ICT</b> 成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT 環境の整備を支援する。	<b>イ 運輸交通・ICT</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路アセットマネジメントプラットフォームの展開</li> <li>・都市鉄道システムの導入、インド高速鉄道事業の推進</li> <li>・「X-TECH」の促進、等</li> </ul>
<b>ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上</b> 開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。	<b>ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動対策や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」への貢献</li> <li>・再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>・「資源の絆プログラム」の質の向上、等</li> </ul>
<b>エ 民間セクター開発</b> 民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。	<b>エ 民間セクター開発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域における本邦企業と現地企業のリンケージ強化、IoT 等を活用した製造業の高度化・起業家育成に係る調査</li> <li>・アフリカ地域におけるカイゼン e-Learning の試行導入</li> <li>・ABE イニシアティブ及びイノベーターティブ・アジア、等</li> </ul>
<b>オ 農林水産業振興</b> 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。	<b>オ 農林水産業振興</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模農家向け市場志向型農業振興アプローチの普及</li> <li>・ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト構想に基づく新規事業形成</li> <li>・「JICA 食と農の協働プラットフォーム」設置と産学官の連携事業形成、等</li> </ul>
<b>カ 公共財政管理・金融市場等整備</b> 健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算	<b>カ 公共財政管理・金融市場等整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえた事業実施</li> <li>・アジア地域における税関手続きの迅速化・効率化支援</li> </ul>

<p>管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポストの推進、等</li> </ul>
<p>(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p>	
<p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化</p> <p>我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。</p>	<p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・G20、TICAD7、UHC フォーラム 2020 等主要国際会議における知見の発信</li> <li>・UHC に関連した政府公約に基づく事業形成</li> <li>・高齢者介護も視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話推進、等</li> </ul>
<p>イ 感染症対策の強化</p> <p>感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。</p>	<p>イ 感染症対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際保健規則遵守促進</li> <li>・アフリカ疾病予防管理センターとの連携による支援、各国の検査・研究能力の強化</li> <li>・国際獣疫事務局等との連携強化、等</li> </ul>
<p>ウ 母子保健の向上</p> <p>母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。</p>	<p>ウ 母子保健の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界保健総会、母子保健関連国際会議等における母子手帳の知見の共有支援</li> <li>・母子手帳に関するワークショップやセミナーの開催</li> <li>・母子手帳の試行導入・改訂に係る技術的な支援、等</li> </ul>
<p>エ 栄養の改善</p> <p>我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。</p>	<p>エ 栄養の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「栄養改善事業推進プラットフォーム」の活動推進</li> <li>・「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」の推進、等</li> </ul>
<p>オ 安全な水と衛生の向上</p> <p>全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。</p>	<p>オ 安全な水と衛生の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業のサービス改善・経営改善</li> <li>・TICAD7 を踏まえ、アフリカの SDGs ゴール 6 達成に向けた支援</li> <li>・ストックホルム世界水週間における知見の発信</li> </ul>
<p>カ 万人のための質の高い教育</p> <p>教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包括的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡</p>	<p>カ 万人のための質の高い教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育開発モデルの開発・普及のための調査・事業</li> <li>・日本式教育の導入・展開のための事業</li> <li>・算数教科書の開発、等</li> </ul>

充等を支援する。	
<p>キ スポーツ</p> <p>スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。</p>	<p>キ スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発途上地域の体育科教育支援、障害者・社会的弱者の社会参加の促進</li> <li>・スポーツを通じた民族融和及び平和の促進等に向けた支援</li> <li>・TICAD7 やラグビーワールドカップを活用した対外発信、等</li> </ul>
<p>ク 社会保障・障害と開発</p> <p>社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。</p>	<p>ク 社会保障・障害と開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エジプトにおけるアクセシブルな情報システム図書製作技術者の人材育成</li> <li>・ヨルダンにおける障害主流化促進のガイドライン策定</li> <li>・課題別研修を活用した TICAD7 におけるサイドイベント実施、等</li> </ul>
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	
<p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <p>ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民事法や経済法を中心としたルールの整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。</p>	<p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえた公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用等の支援</li> <li>・アジア地域を中心としたビジネス環境及び紛争解決制度の整備</li> <li>・アフリカ地域に対する刑事司法分野の支援、等</li> </ul>
<p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <p>紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。</p>	<p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援</li> <li>・ウガンダ等における難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等の支援</li> <li>・TICAD7 等の機会における発信、等</li> </ul>
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	
<p>ア 気候変動</p> <p>新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献（NDC）等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。</p>	<p>ア 気候変動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 24 回締約国会議（COP24）を踏まえた開発途上地域への支援</li> <li>・「緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）」の活用に向けた事業形成</li> <li>・UNFCCC 第 25 回締約国会議（COP25）における成果発信、等</li> </ul>
<p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <p>仙台防災枠組 2015-2030 も踏まえ、自然災害に対し</p>	<p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアにおける主流化の優良事例の形成、事前防災とし</li> </ul>

<p>て強靱な社会づくりを支援する。</p>	<p>ての強靱なインフラ事業の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い復興（BBB：Build Back Better）概念の共有</li> <li>・「仙台防災協力イニシアティブフェーズ」の後継目標への貢献に向けた防災行政官と実務者の育成、等</li> </ul>
<p>ウ 自然環境保全</p> <p>自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。</p>	<p>ウ 自然環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・REDD+に加え、泥炭地管理やメコン地域の自然環境保全分野における政策提言や事業形成等を推進</li> <li>・中央アフリカ森林基金、GCF等の外部資金の活用促進</li> <li>・「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」の枠組を通じたサイドイベント等の実施、知識共有、等</li> </ul>
<p>エ 環境管理</p> <p>都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。</p>	<p>エ 環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア等における3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進と、大洋州では「3RプラスReturn」の試行に向けた調査</li> <li>・Waste to Energy（廃棄物からのエネルギー回収）の導入適格国への具体的な支援</li> <li>・「アフリカのきれいな街プラットフォーム」における知見の共有と連携及び資金動員の促進、等</li> </ul>
<p>オ 食料安全保障</p> <p>食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。</p>	<p>オ 食料安全保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）フェーズ2」の枠組に基づく事業形成・実施</li> <li>・サブサハラ・アフリカにおける農業機械の活用状況等の調査</li> <li>・違法・無報告・無規制漁業対策として課題別研修の新設とインドネシアで衛星を活用した技術協力の開始、等</li> </ul>
<p>(5) 地域の重点取組</p>	
<p>ア 東南アジア・大洋州地域</p> <p>インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。</p>	<p>ア 東南アジア・大洋州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進</li> <li>・陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化</li> <li>・自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、等</li> </ul>
<p>イ 南アジア地域</p> <p>インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。</p>	<p>イ 南アジア地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・域内及び他地域との連結性強化</li> <li>・投資環境整備を含む産業競争力強化</li> <li>・平和と安定及び安全の確保、等</li> </ul>
<p>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</p>	<p>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</p>

<p>ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モンゴルにおける財政支援等を通じた経済の安定化とガバナンス強化</li> <li>・中央アジア・コーカサスにおける域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力の推進</li> <li>・中国における過去の協力実績等の取りまとめと成果発信、等</li> </ul>
<p>エ 中南米・カリブ地域</p> <p>国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。</p>	<p>エ 中南米・カリブ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米州開発銀行、中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業の着実な実施</li> <li>・留学制度を活用した人材育成等の推進</li> <li>・民間企業や地方自治体、研究機関等との連携による日系社会との連携強化、等</li> </ul>
<p>オ アフリカ地域</p> <p>運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善等に係る官民一体となった協力を行う。</p>	<p>オ アフリカ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TICAD7 におけるアフリカ開発の課題と取組に関する発信</li> <li>・科学技術イノベーションを取り込んだ開発アプローチの検討</li> <li>・回廊開発、カイゼン、UHC、IFNA の推進、等</li> </ul>
<p>カ 中東・欧州地域</p> <p>社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。</p>	<p>カ 中東・欧州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリア難民留学生受入事業の継続、難民受入れホストコミュニティに裨益する支援</li> <li>・格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援</li> <li>・TICAD7 を踏まえた北アフリカにおける事業の形成・実施、等</li> </ul>
<p><b>2. 国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）</b></p>	
<p>(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献</p>	
<p>ア 民間企業等</p> <p>民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。</p>	<p>ア 民間企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・SDGs ビジネス海外展開事業の実施</li> <li>・課題発信セミナー等を通じた開発課題に係る現地ニーズ等の情報提供</li> <li>・協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進、等</li> </ul>
<p>イ 中小企業等</p> <p>我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。</p>	<p>イ 中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等による提案型事業における制度改善</li> <li>・日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等日本の中小企業支援機関との連携強化</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の地方部における一層の優良案件の発掘・形成、等</li> </ul>
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
<p>ア ボランティア</p> <p>国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。</p>	<p>ア ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請内容や募集方法の改善、ICT を活用した戦略的な募集・広報、説明会の実施</li> <li>PDCA の強化に向けて新たに策定した評価ガイドラインを用いて、事業評価の取りまとめに着手</li> <li>SDGs、TICAD、スポーツと開発等の国際公約及び国内の課題にも貢献する事業展開、等</li> </ul>
<p>イ 地方自治体</p> <p>地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。</p>	<p>イ 地方自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信、等</li> </ul>
<p>ウ NGO/市民社会組織 (CSO)</p> <p>NGO/CSO の有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。</p>	<p>ウ NGO/市民社会組織 (CSO)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構による開発途上地域の課題・ニーズの発信の強化</li> <li>NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上、等</li> </ul>
<p>エ 大学・研究機関</p> <p>大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。</p>	<p>エ 大学・研究機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 開発大学院連携の推進</li> <li>地球規模課題の解決に資する事業の実施、等</li> </ul>
<p>オ 開発教育、理解促進等</p> <p>児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育に取り組む。</p>	<p>オ 開発教育、理解促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育機関、NGO 等と連携した開発教育の裾野を拡大</li> <li>教員向け研修プログラムの改善</li> <li>SDGs や東京オリンピック・パラリンピック等を踏まえた取組、等</li> </ul>
<b>3. 実施基盤の強化</b>	
(8) 事業実施基盤の強化	
<p>ア 広報</p> <p>国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。</p>	<p>ア 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の活動及び成果の国内倍プレス向け発信（広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等）</li> <li>TICAD7、ラグビーワールドカップ、スポーツと開発等に関連する発信</li> <li>外部ユーザーによるウェブサイトのアクセス迅速化推進、等</li> </ul>

<p>イ 事業評価</p> <p>PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力方針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等客観性を担保するとともに、国内外のNGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。</p>	<p>イ 事業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前評価、モニタリング、事後評価の着実な実施、評価結果の迅速かつ分かりやすい公開・発信</li> <li>・事業評価から得られる教訓の事業等へのフィードバック、インパクト評価、テーマ別評価の実施</li> <li>・国際機関、国内外大学、NGO、民間企業等との協働、事業評価から得られた知見の学会・国際会議での発信、等</li> </ul>
<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <p>開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNERの情報の一層の充実を図る。</p>	<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力強化研修の実施と質の改善</li> <li>・大学生、中高生向けコンテンツの充実等を通じたPARTNER登録者数の増加、等</li> </ul>
<p>エ 知的基盤の強化</p> <p>機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGsの達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。</p>	<p>エ 知的基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発教育の歴史、新興国の開発協力等に関する研究</li> <li>・国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実</li> <li>・T20 会合やTICAD7を通じて研究成果の発信、等</li> </ul>
<p>オ 災害援助等協力</p> <p>大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への</p>	<p>オ 災害援助等協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際搜索救助諮問グループ地域副議長として、アジア太平洋地域内の搜索救助能力とネットワーク向上への貢献</li> <li>・WHO 緊急医療チームの地域議長として、アジア太平洋地域のネットワーク強化に取り組む、等</li> </ul>



<p>積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。</p> <p>突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。</p>	
<p><b>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p>	
<p>(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p>	
<p>ア 実施体制の整備</p> <p>外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。</p>	<p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内拠点の体制強化</li> <li>・経営諮問会議等の継続的開催</li> <li>・規程類の見直し、等</li> </ul>
<p>イ 業務基盤の強化</p> <p>業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。</p>	<p>イ 業務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構内情報共有基盤の安定運用、必要に応じた機能改善、利用者向けの研修の実施</li> <li>・次期情報共有基盤の調達準備に向けた仕様検討の実施、等</li> </ul>
<p>(2) 業務運営の効率化、適正化</p>	
<p>ア 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。</p>	<p>ア 経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計に関し、業務の質の確保に留意した前年度比1.4%以上の効率化の達成</li> </ul>
<p>イ 人件費管理の適正化</p> <p>各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。</p>	<p>イ 人件費管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な人員配置のあり方、職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しの検討</li> <li>・給与水準の適正化への取組み</li> <li>・給与水準及びその合理性・妥当性の公表、等</li> </ul>
<p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。</p>	<p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無の検討</li> <li>・詳細な保有資産情報の公表</li> </ul>

<p>エ 調達合理化・適正化</p> <p>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。</p>	<p>エ 調達合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達等合理化計画の策定、それに基づく取組の実施</li> <li>・契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に向けた取組み</li> <li>・コンサルタント海外事業展開支援の制度改善、等</li> </ul>
<p><b>III. 財務内容の改善に関する事項</b></p>	
<p>運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書提言内容を踏まえた取組の着実な実施</li> <li>・前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等の分析</li> <li>・自己収入確保とその適切な管理・運用、等</li> </ul>
<p><b>IV. 安全対策に関する事項</b></p>	
<p>国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・共有の強化、現地における行動規範の遵守・徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生後の対応の強化及び危機管理意識の向上等の態勢強化を図る。</p> <p>また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のために、開発途上地域の政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクター等の関係者による安全対策を支援する仕組みを強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策措置の周知徹底、安全対策研修受講の必須化、安全対策ガイダンスの導入等による安全対策の主流化推進</li> <li>・工事安全対策に関する指針文書の適切な運用・見直し、施設建設等事業の工事安全対策の実施、等</li> </ul>
<p><b>V. その他業務運営に関する重要事項</b></p>	
<p>(1) 効果的・効率的な開発協力の推進</p>	
<p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <p>戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや課題別指針等の地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂を行う。また、それらを通じ、我が国の政策策定プロセスへの情報提供や提言、開発途上地域の政府を含む様々な開発パートナーへの発信にも</p>	<p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA 国別分析ペーパーの策定・改定</li> <li>・事業戦略の策定と事業形成・実施への活用強化</li> <li>・SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定、国際発信、ポジションペーパー等を踏まえた SDGs の事業への組込強化、等</li> </ul>

<p>取り組む。加えて、様々な協力手法を組み合わせ、SDGsへの貢献を明確にする等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。</p>	
<p>イ 効果・効率性の向上</p> <p>開発協力事業の効果、効率性を向上させるために、研修を含む技術協力、海外投融資を含む有償資金協力、無償資金協力等において、迅速化にも留意しつつ、様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善等に取り組む。</p>	<p>イ 効果・効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力における事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、イノベーティブな取組を含む事業形成・促進</li> <li>・円借款における質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化への取組み、海外投融資基本戦略に基づく体制整備</li> <li>・無償資金協力における「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」を踏まえた制度の定着、等</li> </ul>
<p>(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p>	
<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <p>開発協力の規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。</p>	<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGs、開発資金の定義やルール作りへの貢献</li> <li>・G20 関連会合、TICAD7 等の主要国際会議における貢献、等</li> </ul>
<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携する。また、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。</p>	<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際機関、他ドナー等と本部レベルでの協議を通じた連携推進</li> <li>・新興ドナーとの協議・連携推進、南南協力及び三角協力の係る国際的な議論への参画、機構の経験や教訓・知見共有の推進、等</li> </ul>
<p>(3) 開発協力の適正性の確保</p>	
<p>ア 環境社会配慮</p> <p>開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響を回避・最小化するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、機構関係者を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえて、透明性と説明責任を確保したプロセスにより同ガイドラインの包括的な検討と改定を行い、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。</p>	<p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、助言委員会の関与も得た審査、モニタリング結果の確認の実施、機構関係者の研修機会の拡充</li> <li>・同ガイドラインの改定に向けた包括的な検討結果の取りまとめ、等</li> </ul>

<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <p>我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。また、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災支援事業における女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズに対応するための支援を促進し、国連決議 1325 号及び関連決議等に基づく我が国政府の女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施にも貢献する。</p>	<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー主流化重点案件の取組強化</li> <li>・女性にやさしいインフラ整備</li> <li>・STEM（科学・技術・工学・数学）分野を含む女子教育の推進強化、等</li> </ul>
<p>ウ 不正腐敗防止</p> <p>開発協力事業における不正腐敗を防止するための環境を相手国とともに醸成していくために、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、関係者への不正腐敗防止に係る啓発に努める。</p>	<p>ウ 不正腐敗防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、不正行為等の情報に対する適切な調査・対応と不正行為に対する厳正な対処</li> <li>・不正腐敗防止のための研修・啓発活動の実施</li> <li>・マネーロンダリング、反社会的勢力への関与等の背景調査試行、等</li> </ul>
<p>(4) 内部統制の強化</p>	
<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程等を整備し、必要に応じて改善するとともに、これら規程が確実に運用されるよう機構内で周知する。</p>	<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務方法書等に基づく必要な規程等の整備・改定</li> <li>・研修等による職員の内部統制に係る一層の意識向上、等</li> </ul>
<p>イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応</p> <p>機構の業務運営上のリスクに適切に対応するために、リスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理の徹底、本部及び国内外の拠点における法令遵守態勢の一層の整備を図る。また、有償資金協力に係る適正な業務運営を確保するために、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。</p>	<p>イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク事案に対する適時・適切な対応、再発防止策の実施</li> <li>・リスクの分析・評価結果等のリスク管理委員会等での報告</li> <li>・有償資金協力に係るリスクの適切な識別・測定とモニタリングの実施、等</li> </ul>
<p>ウ 内部統制の運用</p> <p>定期的な内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、モニタリングの結果に基づいて必要に応じて内部統制の態勢を強化する。また、業務手順の整備状況を定期的に確認し、必要に応じてこれを更改する。加えて、業務の効率性及び有効性を向上するため、業績評価を適切に実施する。</p>	<p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な内部統制実施状況のモニタリングと役員への結果報告</li> <li>・機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価の実施、等</li> </ul>
<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p>	<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p>

<p>機構内及び外部からの情報伝達体制を確保するため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部及び外部通報制度の適切な運用と対処</li> <li>・性的虐待・搾取に関する情報伝達体制の確保、等</li> </ul>
<p>オ 内部監査の実施</p> <p>適正な業務を確保するため、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。</p>	<p>オ 内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査に関する国際的指針に従った内部監査の実施</li> <li>・監査結果のフォローアップ、等</li> </ul>
<p>カ ICT への対応</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年 8 月）等を踏まえ、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、情報セキュリティ規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>	<p>カ ICT への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成 30 年度版 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえた情報セキュリティ規程等の改定</li> <li>・情報セキュリティ事案発生時の緊急対応強化の方策検討</li> <li>・EU 一般データ保護規則（GDPR）に関連した対応、等</li> </ul>
<p><b>VI. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</b></p>	
<p>中期計画をご参照ください。</p>	<p>年度計画をご参照ください。</p>
<p><b>VII. 短期借入金の限度額</b></p>	
<p>一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円</p>	<p>一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円</p>
<p><b>VIII. 財産の処分等</b></p>	
<p>該当なし。</p>	
<p><b>IX. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）</b></p>	
<p>剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。</p>	<p>剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。</p>
<p><b>X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p>	
<p>(1) 施設及び設備に関する計画</p>	
<p>長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な業務運営に努める。また、業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全の観点を踏まえた老朽化対策等、既存施設・設備の整備改修等の実施</li> </ul>
<p>(2) 人事に関する計画</p>	
<p>機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 2.0」）の下、多様な人材の多様な働き方を促進、働き方の選択肢の柔軟</li> </ul>

生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策及び働き方改革を推進する。	化、ワークライフバランスの確保に向けた取組等の継続、等
(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）	
<p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>
(4) 中期目標期間を超える債務負担	
中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	

## 7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

### (1) ガバナンスの状況

当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、独立行政法人国際協力機構法に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

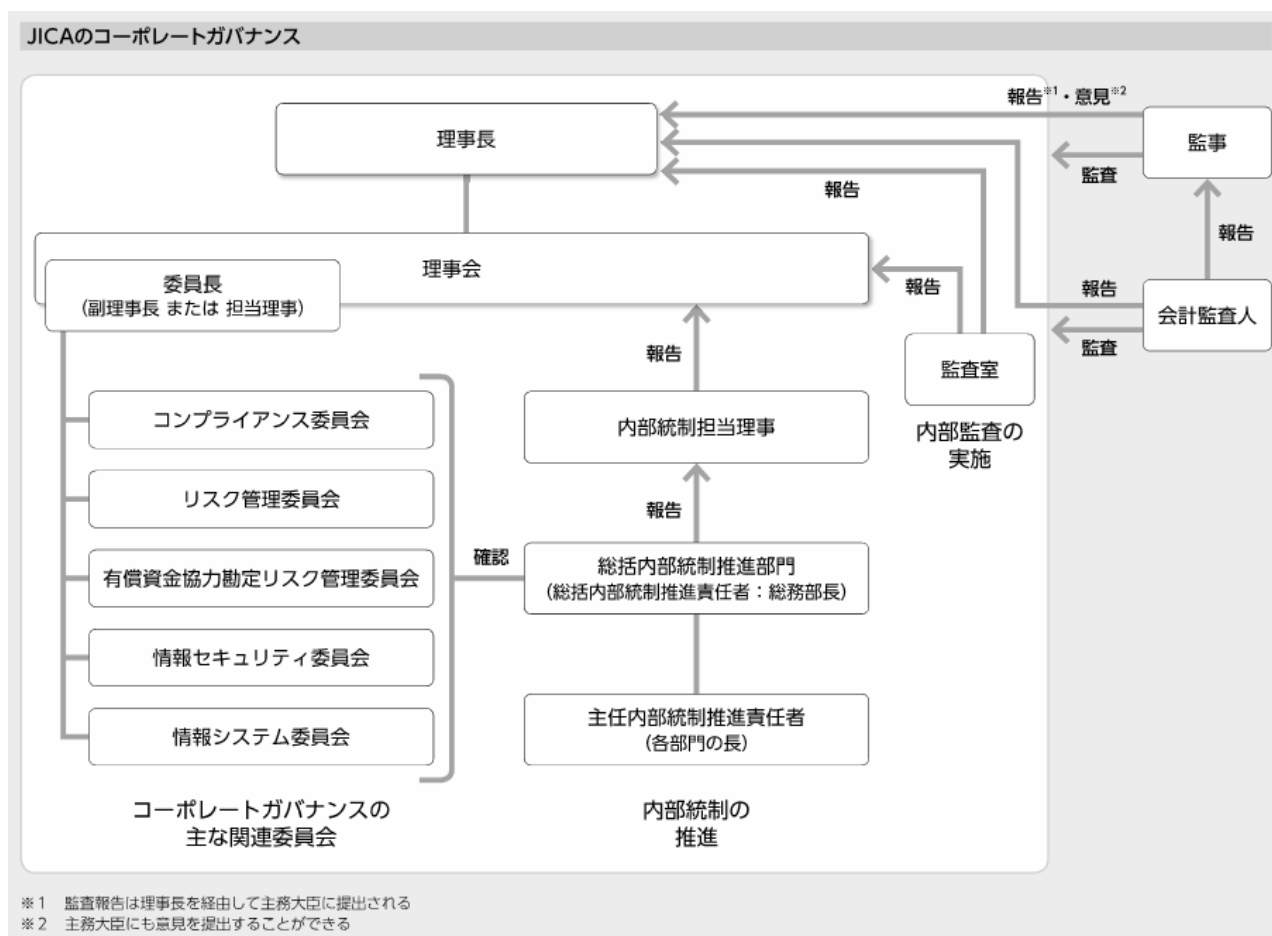
具体的には、独立行政法人通則法に定める内部統制を推進するべく、当法人を代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果をフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

詳細は、当法人の業務方法書をご参照ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和2年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	北岡伸一	自 平成27年10月1日 至 令和4年3月31日  (再任)		昭和60年 立教大学法学部教授  平成9年 東京大学法学部教授  平成16年 特命全権大使(日本政府国連 代表部次席代表)  平成24年 政策研究大学院大学教授  平成24年 国際大学学長
副理事長	越川和彦	自 平成28年5月23日 至 令和2年5月22日		昭和55年4月 外務省入省  平成23年9月 国際協力局長  平成26年9月 特命全権大使(スペイン国駐 箭)
理事 (常勤)	鈴木規子	自 平成28年10月1日 至 令和2年9月30日  (再任)	中南米部 人間開発部 評価部 青年海外協力隊事 務局 国際緊急援助隊事 務局	昭和56年4月 国際協力事業団採用  平成26年4月 独立行政法人国際協力機構国 際緊急援助隊事務局長



理事 (常勤)	山田順一	自 平成 29 年 10 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日  (再任)	南アジア部 中東・欧州部 民間連携事業部	昭和 57 年 4 月 海外経済協力基金採用  平成 25 年 10 月 独立行政法人国際協力機構上 級審議役
理事 (常勤)	田中寧	自 平成 30 年 8 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日  (再任)	東南アジア・大洋 州部 東・中央アジア部	昭和 60 年 4 月 海外経済協力基金採用  平成 27 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 東南アジア・大洋州部長
理事 (常勤)	本清耕造	自 平成 30 年 8 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日  (再任)	総務部（金融リス ク管理担当特命審 議役が掌理する事 務を除く。） 情報システム室 広報室 人事部（労務及び 福利厚生を除 く。） 企画部	昭和 62 年 4 月 外務省入省  平成 27 年 9 月 在インドネシア日本国大使館 公使
理事 (常勤)	植嶋卓巳	自 平成 30 年 12 月 1 日 至 令和 2 年 11 月 30 日	安全管理部 人事部のうち労務 及び福利厚生 資金協力業務部 調達部 国際協力人材部	昭和 57 年 4 月 国際協力事業団採用  平成 27 年 9 月 独立行政法人国際協力機構理 事長室長
理事 (常勤)	天野雄介	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日  (再任)	地球環境部 産業開発・公共政 策部 インフラ技術業務 部 有償勘定で行う技 術面・コンプライ アンスに係る規定 の制定改編・運用	平成元年 4 月 建設省入省  平成 30 年 4 月 国土交通省水管理・国土保全 局下水道部流域管理官

			等 (PPP F/S を含む)	
理事 (常勤)	萱島信子	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	アフリカ部 社会基盤・平和構築部 農村開発部 国内事業部	昭和57年4月 国際協力事業団採用  平成30年4月 独立行政法人国際協力機構上級審議役
理事 (常勤)	横山正	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	総務部のうち金融 リスク管理担当特 命審議役掌理する 事務 財務部 管理部 審査部	昭和63年4月 大蔵省入省  令和元年7月 財務省大臣官房企画調整主幹
監事 (常勤)	町井弘実	自 平成26年1月1日 至 ※参照  (再任)		昭和50年4月 株式会社日本長期信用銀行入行  平成25年7月 SGアセットマックス株式会社 コンプライアンス・オフィサー
監事 (常勤)	早道信宏	自 平成29年7月1日 至 ※参照		昭和54年4月 日本専売公社入社  平成29年4月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社内部監査室主幹
監事 (常勤)	戸川正人	自 平成31年2月1日 至 ※参照		昭和59年10月 国際協力事業団採用  平成28年4月 人事部長

なお、独立行政法人国際協力機構法第7条に基づく役員の定数並びに同法第9条及び独立行政法人通則法第21条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1人以内	4年
理事	8人以内	2年
監事	3人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名又は名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末において1,929人（前期末比10人増加）であり、平均年齢は43.18歳（前期末42.97歳）となっています。このうち、国等からの出向者は35人、令和2年3月31日退職者は54人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度に完成した主要な施設等

なし

② 当年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度に処分した主要な施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,083,418	67,310	-	8,150,728
資本金合計	8,083,418	67,310	-	8,150,728

② 目的積立金の申請状況、取崩状況  
なし

(6) 財源の状況

借入先及び借入額の状況

(単位：百万円)

借入先及び借入額の状況	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
財政融資資金借入金	393,000	203,000	482,700	402,600	552,400	332,100	485,200	231,900
債券発行	135,000	110,980	146,000	114,987	146,000	114,533	144,000	60,000
回収金等によるその他自己資金	480,130	460,581	598,120	575,758	618,590	596,732	718,990	748,362
政府一般会計からの出資金	44,370	130,070	45,180	45,180	46,010	46,010	46,810	67,310
合計	1,052,500	904,631	1,272,000	1,138,525	1,363,000	1,089,375	1,395,000	1,107,572

事業計画及び実績推移

(単位：百万円)

事業計画及び実績推移	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
円借款	1,024,500	878,953	1,229,900	1,109,876	1,299,300	1,068,610	1,341,500	1,086,126
海外投融資	28,000	25,679	42,100	28,649	63,700	20,765	53,500	21,446
合計	1,052,500	904,631	1,272,000	1,138,525	1,363,000	1,089,375	1,395,000	1,107,572

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、社会及び環境への配慮の方針として、「JICA 環境方針」や「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を定めております。

「JICA 環境方針」における基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進並びにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

また、「JICA 環境方針」の実現のために環境マネジメントシステム(Environment Management System: EMS)を確立し、運用しています。具体的には、以下の活動を推進しています。

・国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

・環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ・オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進  
事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。
- ・環境法規制等の遵守  
当法人が適用を受ける環境法規制等を遵守します。

また、当法人の事業において、社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避又は最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取り組みが「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要な当法人の責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針がガイドラインです。当法人は、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。ガイドラインは、当法人ウェブサイトの「環境への取り組み」[ ➡ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html> ] で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」などの資料もご覧いただけます。

## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

当法人は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画などの組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するに当たって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価した上で、当該リスクに対する対応状況を確認しています。その上で、当法人全体としての主要なリスクを分類し、理事会及び内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、それらの中でも特に重大な「リスク」を特定し、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

有償資金協力業務（円借款等）を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどの様々なリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、当法人では一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

今期の主な「重大リスク」と、それに対する対応策の概要は以下のとおりです。

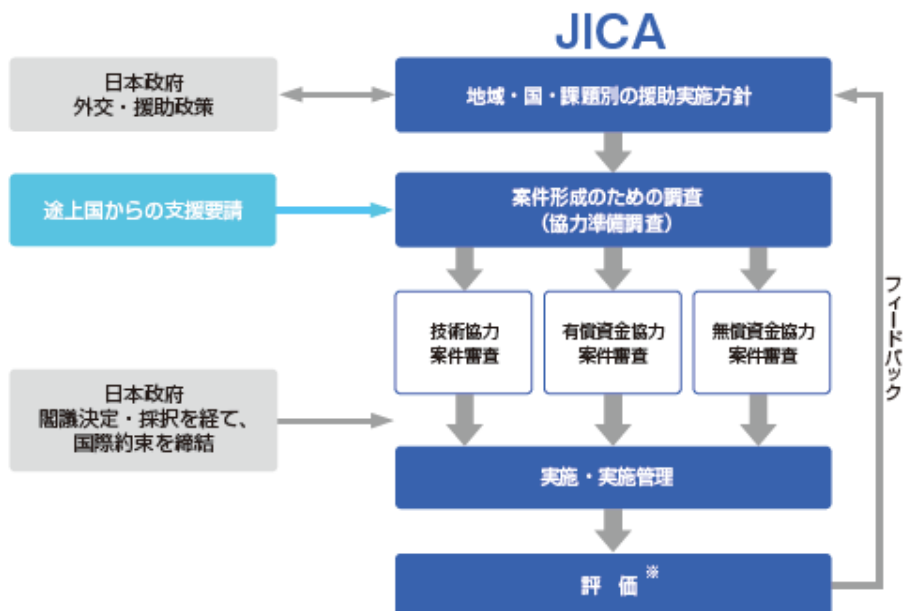
重大リスク	対応策概要
サイバー攻撃の発生	サイバー攻撃に対する内部統制の充実、サイバー攻撃を受けた際の即時対応体制の充実及びサイバー攻撃に対する技術的対策の充実。
テロ等の発生	脅威情報の収集・分析・発信能力の強化、当法人関係者に対する適切な安全情報の提供と行動規範の徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生時の迅速・適切な対応、当法人の危機管理意識の向上及び体制の整備。
不正事案の発生	実際の業務において生じ得る（た）事例に関する情報収集、周知、内部者取引の管理等に関する規程の実施状況の確認、内部者取引に関する法令に照らし当法人の制度が十分かの確認等。

詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

なお、2020年3月に世界銀行及び国際通貨基金が一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的として、一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表し、2020年4月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、パリクラブ（主要国債権国会合）において債務支払猶予が支持されました。この債務支払猶予については、国際的な枠組みの下で協議や検討が進んでおり、当法人の有償資金協力勘定に影響が及ぶ可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連する有償資金協力勘定の信用リスクについては、国際通貨基金（IMF）が2020年4月に公表した世界経済見通し（WEO）のベースラインシナリオを参照し、2020年後半に感染拡大が衰退、拡散防止措置が徐々に解除可能となり、経済活動が漸次回復していく仮定を置いています。依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当法人の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて来期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。このような状況から、当法人では有償資金協力勘定の信用リスクに関するモニタリングを継続的に実施しています。

## 9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業のPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分に果たす仕組みを導入しています。



※ JICAでは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。  
<https://www.jica.go.jp/acivities/evaluation/>

(出典：JICA PROFILE<sup>3</sup>)

<sup>3</sup> [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/about/ku57pq00002ir32s-att/jica\\_profile.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/about/ku57pq00002ir32s-att/jica_profile.pdf)



## 10. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 自己評価

当法人の平成30年度における業務実績の自己評価は、下表のとおりです。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

平成30年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政サービス実施コスト<sup>4</sup>

(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>		
<b>日本の開発協力の重点課題</b>	S	106,378
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	A	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	S	
地域の重点取組	A	
<b>民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献</b>	A	6,782
<b>多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大</b>	S	25,017
<b>事業実施基盤の強化</b>	A	4,575
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>		
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	B	
業務運営の効率化、適正化	B	
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>		
財務内容の改善	B	
<b>IV. 安全対策に関する事項</b>		
安全対策	A	
<b>V. その他業務運営に関する重要事項</b>		
効果的・効率的な開発協力の推進	A	
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	B	
開発協力の適正性の確保	A	
内部統制の強化	B	
人事に関する計画	A	
<b>(中期計画で規定する事項)</b>		
短期借入金の限度額	-	
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く）	-	
施設及び設備に関する計画	-	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-	

※年度評価の項目別評価における評価区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成

<sup>4</sup> 行政サービス実施コストは一般勘定のみ算出。

果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定））

## 業務の業況

令和元年度の有償資金協力業務の実績は、円借款の融資に係る承諾件数が40件、承諾額が14,594億円、海外投融資の出融資に係る承諾件数は11件、承諾額は637億円となりました。また、出融資に係る実行額は円借款が10,861億円、海外投融資が214億円、円借款と海外投融資を合わせた残高は130,130億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた令和元年度の承諾状況を地域別にみると、アジア地域への承諾額は12,429億円で、地域別シェアは81.6%を占め最も多く（平成30年度11,483億円、90.7%）、次いでアフリカ地域が1,202億円（平成30年度347億円）、中東地域が1,100億円（平成30年度710億円）、中南米地域が387億円（平成30年度56億円）、対象国が複数にまたぐ案件（表2では「その他」）が63億円（平成30年度33億円）、大洋州地域が50億円（平成30年度32億円）でした。欧州地域、国際機関向けの承諾はありませんでした（平成30年度欧州、国際機関なし）。

国別承諾額の上位5ヶ国は、インド3,844億円（平成30年度5,374億円）、バングラデシュ2,758億円（平成30年度2,011億円）、ウズベキスタン1,879億円（平成30年度なし）、ミャンマー1,689億円（平成30年度なし）インドネシア1,551億円（平成30年度700億円）となりました。

部門別承諾比率をみると、運輸（36.0%）、電力・ガス（32.3%）、社会的サービス（22.5%）、農林・水産業（4.1%）、その他（2.7%）、プログラム型借款（2.4%）の順で承諾額が多くなっています。

また、円借款ではドル建て借款として、フィリピンの「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」及びエクアドルの「電源構成転換促進支援事業」を承諾し、海外投融資ではドル建て融資案件としてガーナの「カカオ豆バリューチェーン強化事業」やメキシコの「太陽光発電事業」など計6件を承諾しました。

表1 令和元年度 業務実績 (単位：百万円)

承諾	1,523,166
実行	1,107,552
回収	785,870
残高	13,012,985

注：残高については債権管理上の実績であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

表2 令和元年度 地域別・金融目的別承諾額 (単位：百万円)

地域別	金融目的	円借款		海外投融资		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		1,227,444	33	15,502	2	1,242,946	35
	東アジア	-	-	-	-	-	-
	東南アジア	389,328	16	5,502	1	394,831	17
	南アジア	650,226	14	10,000	1	660,226	15
	中央アジア・コーカサス	187,890	3	-	-	187,890	3
大洋州		5,000	1	-	-	5,000	1
中南米		7,660	1	31,024	4	38,684	5
	中米・カリブ	-	-	11,004	1	11,004	1
	南米	7,660	1	20,021	3	27,681	4
中東		110,000	1	-	-	110,000	1
アフリカ		109,333	4	10,912	1	120,245	5
欧州		-	-	-	-	-	-
国際機関等		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	6,291	4	6,291	4
合計		1,459,437	40	63,729	11	1,523,166	51

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

当法人の第4期中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

平成30年度の総合評価

1. 全体の評価						
評価	A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		B	A	-	-	-

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）)

## 11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
事業益金	147,541	144,260	
雑収入	2,784	6,491	注1
計	150,325	150,751	
支出			
事業損金	115,659	79,158	注2
予備費	141	-	
計	115,800	79,158	

注1 投資有価証券の売却があったこと等のため。

注2 不用額を生じたのは、相手国政府事情及び現地治安事情による事業計画の変更があったこと等により、支払計画が変更となり、業務委託費を要することが少なかったこと等のため。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

## 12. 財務諸表

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金 (* 1)	180,956	1年以内償還予定財政融資資金借入金	106,613
貸付金	12,614,846	その他	40,341
貸倒引当金 (△)	△ 142,053	固定負債	
その他	52,489	債券	791,079
固定資産		財政融資資金借入金	1,962,569
有形固定資産	9,370	その他	9,582
無形固定資産	5,655	負債合計	2,910,185
投資その他の資産		純資産の部 (* 2)	
<small>破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権</small>	87,063	資本金	
貸倒引当金 (△)	△ 87,063	政府出資金	8,150,728
その他	104,200	利益剰余金	
		準備金	1,703,881
		その他	95,645
		評価・換算差額等	△ 34,974
		純資産合計	9,915,279
資産合計	12,825,464	負債純資産合計	12,825,464

### (2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	86,845
経常費用 (* 3)	86,837
臨時損失 (* 4)	9
行政コスト合計	86,845

## (3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（＊３）	86,837
有償資金協力業務関係費	86,837
債券利息	9,515
借入金利息	21,707
金利スワップ支払利息	6,222
業務委託費	29,138
物件費	12,296
その他	7,959
経常収益	182,486
有償資金協力業務収入	180,904
貸付金利息	131,739
受取配当金	15,852
貸倒引当金戻入	19,922
その他	13,392
その他	1,582
臨時損失（＊４）	9
臨時利益	3
当期総利益（＊５）	95,645

## (4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	8,083,418	1,703,881	△ 43,969	9,743,329
当期変動額	67,310	95,645	8,995	171,950
当期総利益（＊５）	-	95,645	-	95,645
その他	67,310	-	8,995	76,305
当期末残高（＊２）	8,150,728	1,799,526	△ 34,974	9,915,279

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 200,800
貸付による支出	△ 1,090,516
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 200,152
貸付金の回収による収入	779,398
財政融資資金借入による収入	231,900
貸付金利息収入	128,416
その他収入・支出	△ 49,846
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,584
財務活動によるキャッシュ・フロー	67,156
資金に係る換算差額	0
資金増加額（又は△減少額）	△ 129,060
資金期首残高	304,618
資金期末残高（*6）	175,558

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*6）	175,558
定期預金	5,398
現金及び預金（*1）	180,956

詳細については、財務諸表をご参照ください。



### 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

#### (1) 貸借対照表

##### (資産)

令和元年度末現在の資産合計は 12,825,464 百万円と、前年度末比 194,535 百万円増(1.5%増)となっております。これは、貸付金の増加 314,552 百万円(2.6%増)が主な要因です。

##### (負債)

令和元年度末現在の負債合計は 2,910,185 百万円と、前年度末比 22,585 百万円増(0.8%増)となっております。これは、財政融資資金借入金の増加 63,167 百万円(3.3%増)が主な要因です。

#### (2) 行政コスト計算書

令和元年度の行政コストは 86,845 百万円であり、主な内訳は有償資金協力業務関係費 86,837 百万円です。

#### (3) 損益計算書

##### (経常費用)

令和元年度の経常費用は 86,837 百万円と、前年度比 3,109 百万円減(3.5%減)となっております。これは、業務委託費が前年度比 4,727 百万円減(14.0%減)となったことが主な要因です。

##### (経常収益)

令和元年度の経常収益は 182,486 百万円と、前年度比 14,765 百万円増(8.8%増)となっております。これは、貸倒引当金戻入が前年度比 19,922 百万円増となったことが主な要因です。

##### (当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等 9 百万円、固定資産売却益 3 百万円を計上した結果、令和元年度の当期総利益は 95,645 百万円と、前年度比 17,873 百万円増(23.0%増)となっております。

#### (4) 純資産変動計算書

令和元年度末の純資産は 9,915,279 百万円と、前年度末比 171,950 百万円増(1.8%増)となっております。これは、政府出資金 67,310 百万円の受入及び当期総利益 95,645 百万円の計上が主な要因です。

#### (5) キャッシュ・フロー計算書

##### (業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△200,800 百万円と、前年度比 223,017 百万円減(1,003.8%減)となっております。これは、財政融資資金借入による収入が前年度比 100,200 百万円減(30.2%減)となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは4,584百万円と、前年度比18,109百万円増(133.9%増)となっております。これは、定期預金の払戻による収入が前年度比46,184百万円増(93.4%増)となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の財務活動によるキャッシュ・フローは67,156百万円と、前年度比21,308百万円増(46.5%増)となっております。これは、政府出資の受入による収入が前年度比21,300百万円増(46.3%増)となったことが主な要因です。

#### 14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の実施状況、内部統制強化につながった主要な取組）をモニタリングするとともに、内部統制上の課題を明確化し理事会にて役員と共有しています。加えて、内部統制をテーマとしたウェブベース研修(WBT:Web-Based Training)を実施し、全役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く。）を承継

### (2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号）

### (3) 主務大臣

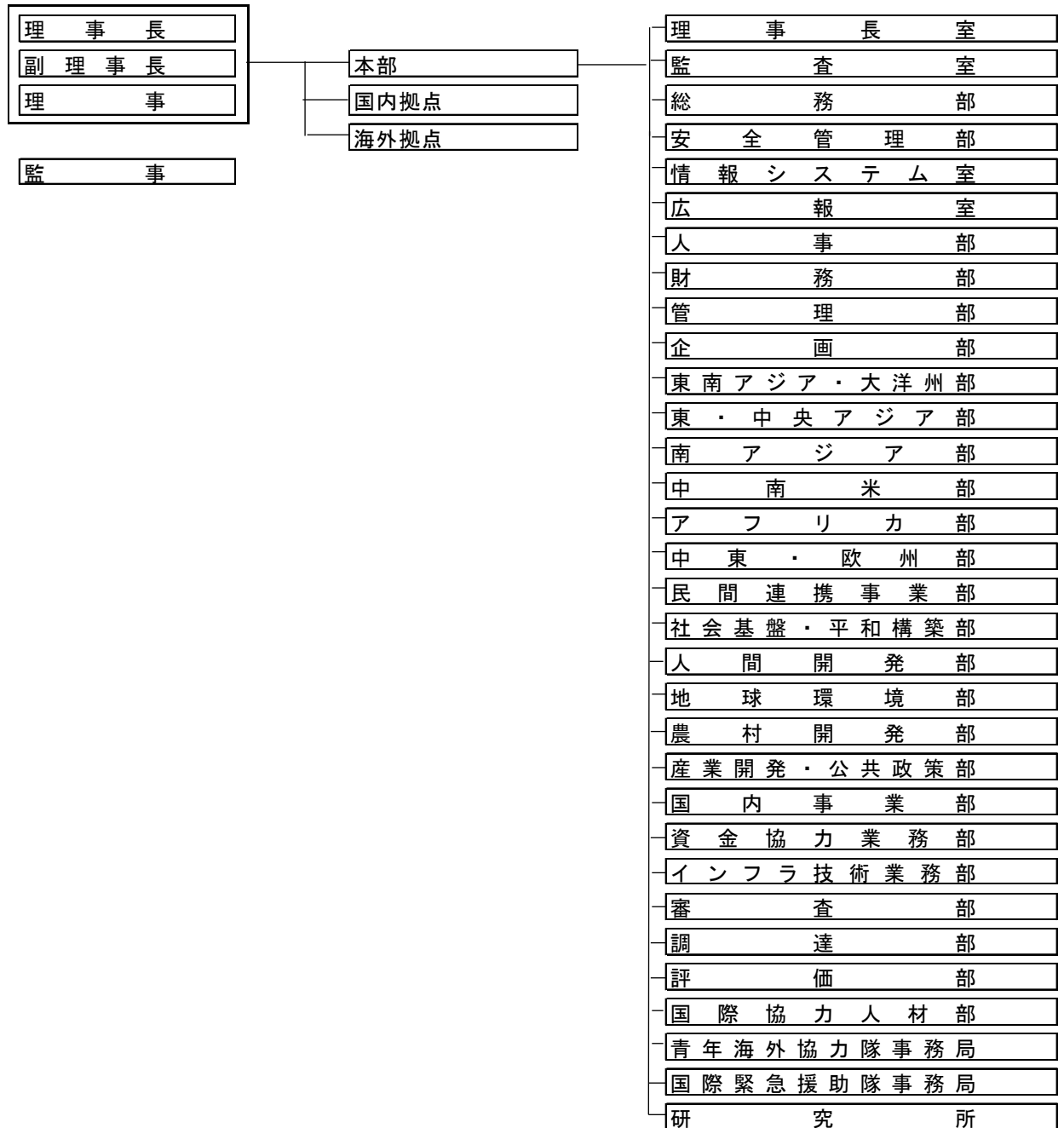
外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融資事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

経済産業大臣（開発投融資事業のうち鉱工業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和2年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地（令和2年3月31日現在）

本部（麴町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5

本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル

北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西 20 条南 6-1-2

東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 20 階

筑波センター：茨城県つくば市高野台 3-6  
東京センター：東京都渋谷区西原 2-49-5  
横浜センター：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1  
北陸センター：石川県金沢市本町 1-5-2 リファール(オフィス棟)4階  
中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-7  
関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2  
中国センター：広島県東広島市鏡山 3-3-1  
四国センター：香川県高松市鍛冶屋町 3番地 香川三友ビル 1階  
九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1  
沖縄センター：沖縄県浦添市字前田 1143-1  
二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂 4-2  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂 15  
インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ  
マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール  
フィリピン事務所：フィリピン マニラ  
タイ事務所：タイ バンコク  
カンボジア事務所：カンボジア プノンペン  
ラオス事務所：ラオス ビエンチャン  
東ティモール事務所：東ティモール デイリ  
ベトナム事務所：ベトナム ハノイ  
ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン  
中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京  
モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル  
ブータン事務所：ブータン ティンプー  
バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ  
インド事務所：インド ニューデリー  
ネパール事務所：ネパール カトマンズ  
パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード  
スリランカ事務所：スリランカ コロンボ  
アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール  
キルギス事務所：キルギス ビシュケク  
タジキスタン事務所：タジキスタン ドウシャンベ  
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント  
フィジー事務所：フィジー スバ  
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー  
キューバ事務所：キューバ ハバナ  
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ  
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル

グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ  
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ  
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ  
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア  
パナマ事務所：パナマ パナマ  
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット  
アルゼンチン事務所：アルゼンチン ブエノスアイレス  
ボリビア事務所：ボリビア ラパス  
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ  
エクアドル事務所：エクアドル キト  
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン  
ペルー事務所：ペルー リマ  
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン  
イラン事務所：イラン テヘラン  
イラク事務所：イラク バグダッド  
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマツラ  
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン  
シリア事務所：シリア ダマスカス  
エジプト事務所：エジプト カイロ  
モロッコ事務所：モロッコ ラバト  
チュニジア事務所：チュニジア チュニス  
スーダン事務所：スーダン ハルツーム  
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ  
ガーナ事務所：ガーナ アクラ  
ケニア事務所：ケニア ナイロビ  
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ  
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ  
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア  
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ  
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム  
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ  
アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ  
ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥグー  
カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ  
コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン  
マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ  
モザンビーク事務所：モザンビーク マプト  
ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ

セネガル事務所：セネガル ダカール

コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ

南スーダン事務所：南スーダン ジュバ

トルコ事務所：トルコ アンカラ

バルカン事務所：セルビア ベオグラード

フランス事務所：フランス パリ

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
資産	11,578,306	11,864,147	12,278,942	12,630,929	12,825,464
負債	2,311,215	2,381,801	2,665,229	2,887,600	2,910,185
純資産	9,267,091	9,482,347	9,613,713	9,743,329	9,915,279
行政コスト	-	-	-	-	86,845
経常費用	90,402	99,105	94,049	89,945	86,837
経常収益	190,130	173,483	173,328	167,721	182,486
当期総利益	102,762	74,363	79,188	77,771	95,645



## (8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

## ① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	137,770
雑収入	2,675
計	140,445
支出	
事業損金	113,924
予備費	141
計	114,065

## ② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	
事業益金	137,770
貸付金利息	126,276
配当金収入	11,494
雑収入	2,675
運用収入	
運用収入	149
雑収入	2,526
労働保険料被保険者負担金	11
雑収入	2,515
収入合計	140,445
支出	
事業損金	113,924
役員給	49
職員基本給	2,036
職員諸手当	1,744
超過勤務手当	161
休職者給与	85
退職手当	267
諸支出金	729

旅費	1,544
業務諸費	16,140
交際費	1
税金	126
業務委託費	45,509
支払利息	44,822
債券発行諸費	712
予備費	141
支出合計	114,065

③ 資金計画

(単位：百万円)

支出		収入	
区分	金額	区分	金額
貸付金	1,359,700	前期末現金預け金	173,004
出資金	40,300	一般会計出資金	46,610
財政融資資金借入金償還	106,613	財政融資資金借入金	505,100
固定資産取得費	1,603	国際協力機構債券	146,000
事業損金	113,924	貸付回収金	697,271
その他支出	2,289	事業益金	137,770
予備費	141	雑収入	2,675
期末現金預け金	87,587	その他収入	3,726
合計	1,712,157	合計	1,712,157

詳細については、年度計画をご参照ください。

## 16. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：投資有価証券、関係会社株式、金銭の信託、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、差入保証金等

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資資金借入金：財政融資資金からの借入金

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：ヘッジ会計、投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

#### ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

#### ③ 損益計算書

有償資金協力業務関係費：有償資金協力業務に要した費用

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

臨時損失：固定資産の除却損等

臨時利益：固定資産の売却益等

#### ④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

#### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、政府出資の受入による収入が

該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

業務報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html>)
- ii 国際協力機構年次報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)

別添

法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
事項	カフコジャパン投資株式会社 法人番号8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号 -
業務概要	バングラデシュ・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	バングラデシュ・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数8名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 白居 一英 (元旧国際協力銀行 国際審査部次長)	-
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre> graph LR     A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[カフコジャパン投資(株)]             </pre>	<pre> graph TD     A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[カフコジャパン投資(株)]     B -- (出資) --&gt; C[Karnaphuli Fertilizer Company Limited]             </pre>
資産	6,233,675,558円	-
負債	53,808,140円	-
資本金	5,023,900,000円	-
利益剰余金	1,155,967,418円	-
営業収入	943,795,508円	-
経常損益	817,396,597円	-
当期損益	721,807,046円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	722,505,326円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：46,606株</li> <li>・取得価額：2,436,204,983円</li> <li>・貸借対照表計上額：2,436,204,983円（前年度末からの増減なし）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1990年7月27日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：-</li> <li>・取得価額：-</li> <li>・貸借対照表計上額：-</li> <li>・根拠法：-</li> <li>・法令の規定：-</li> <li>・出資目的：-</li> <li>・当初出資年月日：-</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は平成30年9月1日～令和元年8月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
事項	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号2010001017924
業務概要	アマゾン地域におけるアルミ生産及びアルミ製錬	アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数13名 代表取締役社長 瀧澤 佳樹 監査役 大金 正知 (国際協力機構 ベトナム国派遣専門家)	役員数17名 代表取締役社長 中山 真一 常務取締役 竹内 元 (国際協力機構 中南米部長)
関連会社とJICAの取引の関連図	<p>国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム (株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → サウディ石油化学 (株) (出資)</p>
資産	53,861,094,072円	93,968,973,882円
負債	357,520,559円	16,263,792,562円
資本金	55,285,400,000円	14,200,000,000円
利益剰余金	△1,781,826,487円	63,505,181,320円
営業収入	807,178,794円	59,064,101,069円
経常損益	188,642,798円	57,422,680,548円
当期損益	187,432,798円	53,615,686,706円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	△3,572,293,487円	41,455,181,320円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：496,652,800株</li> <li>・取得価額：25,066,535,300円</li> <li>・貸借対照表計上額：24,032,293,874円 (前年度末からの増加額84,189,518円)</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1978年8月29日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：2,107,500株</li> <li>・取得価額：7,269,880,619円</li> <li>・貸借対照表計上額：7,269,880,619円 (前年度末からの増減なし)</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1981年6月17日</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は平成31年1月1日～令和元年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (関連会社) Eastern Petrochemical Company 法人番号 -	(関連会社) スマトラパルプ株式会社 法人番号5010001020529
業務概要	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	南スマトラ州ムアラエニム県におけるアカシアマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数6名 代表取締役社長 堀田 孝弘 代表取締役副社長 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事) 監査役 工藤 勉 (国際協力機構 民間連携事業部審議役)
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre> graph TD     ICA[国際協力機構] -- (出資) --&gt; Saudi[Sauudi Petrochemicals Co., Ltd.]     Saudi -- (出資) --&gt; EPC[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph TD     ICA[国際協力機構] -- (出資) --&gt; SP[Southern Sumatra Pulp Co., Ltd.] </pre>
資産	-	10,647,760円
負債	-	756,075,860円
資本金	-	100,000,000円
利益剰余金	-	△845,428,100円
営業収入	-	63,879,080円
経常損益	-	△30,639,050円
当期損益	-	△30,819,050円
当期末処分利益（当期末処理損失）	-	△845,428,100円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数： -</li> <li>・取得価額： -</li> <li>・貸借対照表計上額： -</li> <li>・根拠法： -</li> <li>・法令の規定： -</li> <li>・出資目的： -</li> <li>・当初出資年月日： -</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：114,032株</li> <li>・取得価額：2,758,289,455円</li> <li>・貸借対照表計上額：1円（前年度末からの増減なし）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：パルプ生産事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1995年4月21日</li> </ul>
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	-	該当なし

注) 上記金額は平成30年4月1日～平成31年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
事項	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号6010401022677	JSMC PANAMA S. A. 法人番号 -
業務概要	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数12名 代表取締役会長 大久保 知彦 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役) 監査役 大橋 裕 (元旧国際協力銀行 開発第4部長)	-
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre> graph LR     A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] </pre>	<pre> graph TD     A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[日本・サウジアラビアメタノール(株)]     B -- (出資) --&gt; C[JSMC PANAMA S. A.] </pre>
資産	172,739,743,404円	-
負債	105,816,779,925円	-
資本金	2,310,000,000円	-
利益剰余金	64,894,552,479円	-
営業収入	28,448,263,111円	-
経常損益	△7,730,808,820円	-
当期損益	△2,780,091,744円	-
当期末処分利益（当期末処理損失）	48,743,952,479円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：1,386,000株</li> <li>・取得価額：7,149,297,104円</li> <li>・貸借対照表計上額：7,149,297,104円（前年度末からの増減なし）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：メタノール製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1979年12月17日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：-</li> <li>・取得価額：-</li> <li>・貸借対照表計上額：-</li> <li>・根拠法：-</li> <li>・法令の規定：-</li> <li>・出資目的：-</li> <li>・当初出資年月日：-</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	-

注）上記金額は平成31年1月1日～令和元年12月31日までの期間の金額である。



事項	法人種別・名称 (関連会社) JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号 -	(関連会社) Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号 -
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	バングラデシュ人民共和国ダッカにおける民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数9名 Executive Chairman 小林 宏行 Director 平田 仁 (国際協力機構 バングラデシュ事務所長)
関連会社とJICAの取引の関連図		
資産	19,272,569,043円	4,749,397,437円
負債	1,310,250,038円	401,078,154円
資本金	17,887,125,437円	4,418,839,620円
利益剰余金	75,193,567円	△70,520,337円
営業収入	879,759,262円	3,607,321円
経常損益	629,811,647円	△36,685,457円
当期損益	629,811,647円	△64,393,345円
当期末処分利益（当期末処理損失）	75,193,567円	△70,520,337円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：4,750株</li> <li>・取得価額：5,126,773,000円</li> <li>・貸借対照表計上額：5,126,773,000円（前年度末からの増加額1,861,478,431円）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：ファンド投資資金</li> <li>・当初出資年月日：2016年10月21日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：560,000株</li> <li>・取得価額：748,809,600円</li> <li>・貸借対照表計上額：717,671,322円（前年度末からの増加額717,671,322円）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金</li> <li>・当初出資年月日：2019年5月22日</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

注) 上記金額は平成31年1月1日～令和元年12月31日までの期間の金額である。 注) 上記金額は平成30年7月1日～令和元年6月30日までの期間の金額である。